

## (資料8-2) 統計改革ビジョンの進捗状況参考資料

項目	参考資料名	ページ番号
1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施		
	ガイドライン及びシステム業務の概要（予定を含む）	1
	統計作成プロセスにおける標準的なガイドラインの作成等に必要の実態把握	2
	BPMNの試行的実施	3
2. 情報システムの適正化		
	【再掲】ガイドライン及びシステム業務の概要（予定を含む）	1
	統計業務における情報システム等に係る実態把握	4
3. 組織改革・研修の拡充等		
	見直し後の統計研修体系	5
	統計研修実績	6
4. データの利活用・一元的な保存の推進		
	二次的利用パンフレット	7
	調査票情報の二次利用の状況	10
	オンサイト利用サービスについて	11
	厚生労働省データ利活用検討会開催要綱（案）	13
5. EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進		
	EBPMよろず相談所に係る全職員一斉メール	14
	EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム設置規程	15

## ガイドライン及びシステム業務の概要(予定を含む)

業務名	業務内容	左記業務を踏まえて作成する資料
①統計業務の改善に関する調査研究	統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化した「標準的なガイドライン」作成に向けた提言等を受けるもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 標準的なガイドライン</li> <li>• 個別マニュアル</li> <li>• チェックリスト 等</li> </ul>
②厚生労働省統計処理システムの今後の方向性に関する調査研究	政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)で作成する統計で利用する厚生労働省統計処理システムの課題解決、組織及び職員の役割等の見直しの検討や最新のICTの動向を踏まえ、今後の統計処理システムの在り方を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後の統計処理システムの在り方を踏まえたシステム基本計画書 等</li> </ul>
③毎月勤労統計調査に係る集計処理等の検討業務	毎月勤労統計調査に係る処理プロセスのうち、全国調査の集計の仕様書を作成することでブラックボックス化を解消するとともに、情報システムを用いた集計処理の適正化を含めた処理プロセスの検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• プログラム仕様書 等</li> </ul>

## 統計作成プロセスにおける標準的なガイドラインの作成等に必要な実態把握

- 厚生労働省所管の約200統計（基幹統計・一般統計・業務統計・加工統計）について、現状の業務体系やルールの策定状況等の実態を整理するため、
  - ① マニュアルの整備状況
  - ② 統計等データの保管状況
  - ③ 統計の公表ルール
  - ④ コンプライアンスチェック※1の導入に向けた、調査客体情報の把握状況

※1 調査員の業務の履行状況を厚生労働省が直接確保する取組について、調査を行った。結果の概要は以下のとおり。

### 【基幹統計・一般統計・業務統計・加工統計】

- ・ 統計作成プロセスごとのマニュアルの整備状況は、それぞれ、①「企画」（約55%）、②「実査準備」（約45%）、③「実査」（約55%）、④「審査」（約65%）、⑤「集計」（約55%）、⑥「分析・加工」（約30%）、⑦「公表・提供」（約40%）、⑧「評価」（約25%）であった。
- ・ 統計等データの保管状況については、集計用乗率などの「統計を作成するために必要な他の数値情報」の保存期間の定めがなかったり、そもそもどの情報を保存の対象とするかについて迷っている事例などが散見され、今後、こうした点を「標準的なガイドライン」や個別統計のマニュアルにおいて整理していく必要があることがうかがわれた。

### 【業務統計】

- ・ HPで公開している統計に関する情報※2は、「集計・推計方法の説明」（約45%）、「公表スケジュール」（約40%）などとなり、業務統計についても、統計作成プロセスの透明性を確保し、外部検証可能性を確保していく観点から、統計ユーザーに対する情報提供の改善を一層促進していく必要があることがうかがわれた。
- ※2 いわゆる「見える化状況検査」。基幹統計・一般統計については、統計委員会において実施済

### 【基幹統計・一般統計】

- ・ コンプライアンスチェックの導入に向けた事前準備として、そもそも、調査員調査のうち、郵送によるチェックを行うために必要な調査客体情報（郵便番号・住所・名称）を把握していない統計調査が散見された。
- こうした実態等を踏まえ、郵便番号、住所等を把握しないで行っている統計調査における「点検手法」のあり方等も含めて検討を行い、今年度中に一定のルール等を作成していく。

# BPMNの試行的実施

○令和2年度に、標準的なガイドライン及び個別統計のマニュアルを検討する前提として、試行的にBPMN(Business Process Model and Notation)の手法により、統計業務の可視化を図るとともに、階層ごとのレベル感のすりあわせ、共通要素、個別統計ごとの相違等について点検・検証を行った。

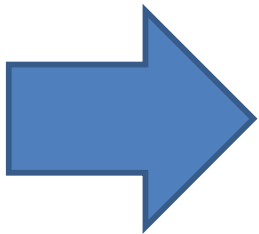
## ○対象統計

基幹統計名	厚労の別	抽出の有無	調査経路	調査の方法	報告対象者	集計
人口動態統計	厚生	悉皆	地公体経由	郵送・オンライン	市町村	月報、年報
毎月勤労統計	労働	抽出	地公体経由	調査員・郵送・オンライン	事業所	月報、年報
賃金構造基本統計	労働	抽出	労働局経由	調査員・郵送	事業所	毎年

こうした検討等を通じて、今後、

- ・ BPMNの標準的な書き方
- ・ 個別マニュアルとの関係を整理した上で、何階層迄を書くことが有効か

等の検討を進めるとともに、令和2年度の標準的なガイドラインや個別統計のマニュアルの作成、業務見直し(RPA:Robotic Process Automationの導入を含む。)に向けた調査研究を実施



# 統計業務における情報システム等に係る実態把握

## 1 実態把握の概要

- 毎月勤労統計調査における不適切事案では、システム改修が外部委託ではなく職員により行われている中において、プログラム言語（毎月勤労統計はCOBOL）を扱える職員に限られ、また、業務仕様を明記した資料が不十分であるなど、システム改修やそのチェック体制のあり方が課題となった。
- このため、情報システムの適正化に向け、省内の各種統計を対象に、ブラックボックス化したシステムの洗い出しなどの実態把握を実施。

### <主な調査事項>

統計作成における各工程（企画、配布・回収、審査、集計、公表）別に以下の事項を調査

1. 外部委託の有無
2. 情報システムの有無
3. 職員が使用するプログラミング言語 など

### <対象統計>

省内で作成している約200統計（基幹統計、一般統計、業務統計、加工統計）

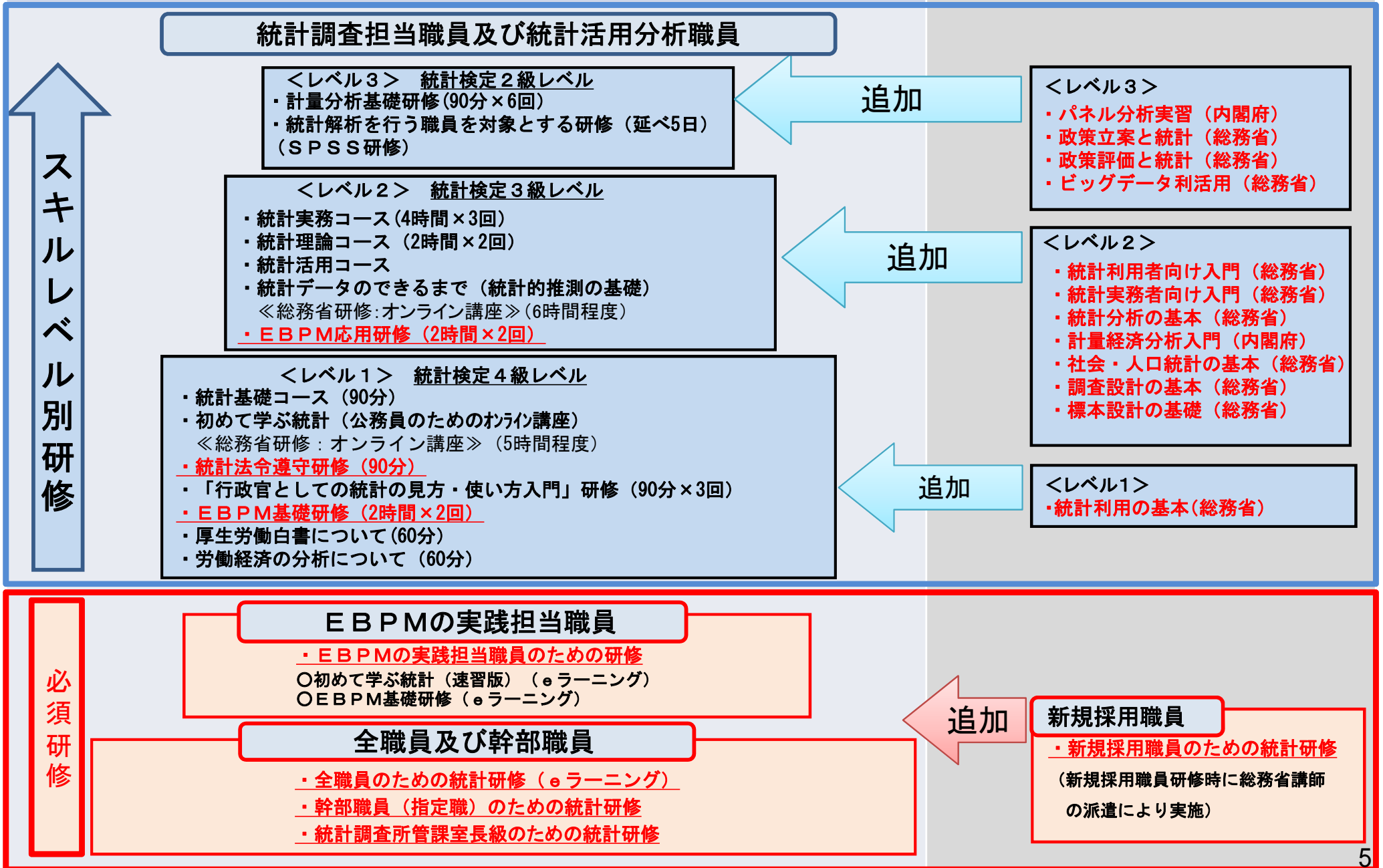
## 2 結果の概要

- ① 統計を作成する工程（企画、配布・回収、審査（データチェック）、集計、公表）において、全部または一部の工程でシステムを保有している統計（外部委託の有無に関わらず）は、74本あった。
- ② 職員が、審査（データチェック）・集計工程でプログラミング言語を使用している統計の利用状況については、「審査」に当たってはSAMASが最も多く、「集計」に当たってはDICS、SAMAS、C言語の順となっていた。

# 見直し後の統計研修体系

必須研修及びスキルレベル別研修体系  
(赤字下線の研修を新設)

統計研修の受講機会の拡大  
(総務省統計研究研修所等が実施する赤字の研修を追加)



# 統計研修実績(令和2年1月17日現在)

レベル	<統計調査担当職員※1及び統計活用分析職員※2対象の研修>	～平成30年度 受講者数(人)※3	令和元年度 受講者数(人)	受講者計
レベル3	計量分析基礎研修(9～11月実施:90分×6回を1セット)	30(17)	7	37
	SPSS研修(8月～2月外部派遣:延べ5日を4セット)	39(29)	5	44
レベル2	統計実務コース(集合研修)(8月実施:4時間×2回を1セット)	168(55)	21	189
	統計実務コース(eラーニング)(令和元年12月～実施)※4	.	59	59
	統計理論コース(9月実施:4時間を1セット)	83(63)	5	88
	統計活用コース(9月実施:3時間を1セット)	123(44)	12	135
	統計データのできるまで-統計的推測の基礎①-(総務省eラーニング)	63(47)	135	198
	統計データのできるまで-統計的推測の基礎②-(総務省eラーニング)		106	169
レベル1	統計基礎コース(集合研修)(6月実施:90分を1セット)	278(70)	15	293
	統計基礎コース(eラーニング)※5	31(31)	44	75
	初めて学ぶ統計-公務員のためのオンライン講座-(総務省eラーニング)	53(32)	42	95
	行政官としての統計の見方・使い方入門研修(7月、11月実施:90分×3回を2セット)	226(19)	46	272
	厚生労働白書について(10月実施:75分を1セット)	17(8)	18	35
	労働経済の分析について(11月実施:75分を1セット)	82(18)	66	148

【レベル3:統計検定2級レベル、レベル2:統計検定3級レベル、レベル1:統計検定4級レベル】

※1 自らプログラム等を用いて処理する政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)の職員及び政策立案部局において統計調査を担当する職員(247人)

※2 政策立案部局等において統計調査に基づく分析を業務に活用する職員(291人)

※3 「受講相当」等を含む。なお、()内は～平成30年度の受講者。

※4 集合研修との重複受講者(令和元年度6名)を含む。

※5 集合研修との重複受講者(平成30年度4名、令和元年度1名)を含む。

新規研修	<幹部職員対象の研修>	令和元年度受講者数(人)
	幹部職員(指定職)のための統計研修(9月実施:70分を1セット)	49
	統計調査所管課室長級のための統計研修(5月、11月実施60分×2回を2セット)	84(延べ人数)

# 厚生労働統計の結果が利用できます

厚生労働省

## オーダーメイド集計

統計法第34条に基づき、学術研究の発展や教育の発展に資する目的、又は官民データ統計利活用事業と認められた場合、申出者からの委託内容に応じて、統計表を作成し提供します。

## 匿名データの提供

統計法第36条に基づき、学術研究の発展や教育の発展に資する目的、又は官民データ統計利活用事業と認められた場合の申出において、調査票情報を特定の個人または法人その他の団体の識別ができないように加工した、匿名データを提供します。

※令和元年5月より、利用目的の一部(下線部)が緩和されました。

## 1 利用できる調査・年次

### オーダーメイド集計

- ◆ 人口動態調査(出生票・死亡票) …… 平成19～29年
- ◆ 医療施設(静態)調査 …… 平成20,23,26年
- ◆ 患者調査 …… 平成20,23,26年
- ◆ 毎月勤労統計調査特別調査 …… 平成21～30年
- ◆ 賃金構造基本統計調査(個人票) …… 平成18～30年

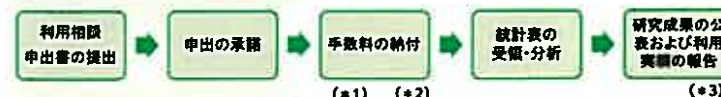
### 匿名データの提供

- ◆ 国民生活基礎調査 …平成7年、10年、13年、16年、19年、22年、25年
  - ・匿名データA(世帯票、健康票)
    - ⇒ 人口、社会統計分野での世帯数の推計分析などを中心とした利用を想定
  - ・匿名データB(世帯票、健康票、所得票および貯蓄票)
    - ⇒ 世帯の所得および貯蓄に関する分析などを中心とした利用を想定



## 2 利用手続きの流れ

### オーダーメイド集計



### 匿名データの提供



### 留意事項

- (※1) オーダーメイド集計では契約後、匿名データの提供ではデータの受領後、1月以内に申出者の氏名又は名称をインターネット等で公表します。
  - (※2) 利用にあたっては、内容に応じた手数料がかかります。
    - ・オーダーメイド集計 ……委託1件につき、約4,500円～
    - ・匿名データの提供 ……1ファイルにつき、約6,500円～
  - (※3) 研究の成果は、公表の上、利用実績を厚生労働省に報告してください。統計成果物の概要若しくは統計的研究の成果又はその概要等を公表します。
- ※令和元年5月より、手数料(下線部)が改定されました。

※その他の留意事項や、利用に関する詳細情報は、厚生労働省のホームページでご確認ください。⇒⇒⇒ <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itaku/>

## 3 問い合わせ先・利用相談窓口

- 【受付場所】 厚生労働省 政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当) 付参事官付 審査解析室 委託統計・匿名データ提供係
- 【受付期間】 通年(土日祝、年末年始の期間を除く)
- 【受付時間】 10:00～17:00(12:00～13:00を除く)
- 【電話番号】 03-5253-1111(内線7391)
- 【FAX番号】 03-3595-1608
- 【事前ご相談専用】 E-mail: nijitekiryou@mhlw.go.jp

### ◆「賃金構造基本統計調査」に関するお問い合わせは…

- 賃金構造基本統計調査のご利用につきましては、下記へお問い合わせください。
- 【受付場所】 独立行政法人統計センター 情報技術センター 統計情報提供課利用相談係
- 【受付期間】 月～金(祝日、年末年始の期間を除く)
- 【受付時間】 10:00～17:00(12:00～13:00を除く)
- 【電話番号】 03-5273-1205
- 【ホームページ】 <http://www.nstac.go.jp/services/order.html>



# 公的統計のマイクロデータ利用について

政府統計のマイクロデータを使って、研究を行ってみませんか？

こんなことはありませんか

○公表されている集計結果では詳細が分からない

○マイクロデータを利用して、新たな分析をしたい



国の統計調査の結果については、「政府統計の総合窓口（e-stat）」を通じて広く一般の方にご利用いただいておりますが、このような通常の調査結果の提供に加え、公益性のある学術研究等にご活用いただくため、委託を受けて新たな集計票を作成して提供するサービス（オーダーメイド集計）や調査対象の秘密の保護を図った上で、集計していない個票形式のデータ（調査票情報及び匿名データ）を提供するサービスを行っています。

オーダーメイド集計

調査票情報の提供

匿名データの提供

## △利用手続きの一般的な流れ

手続の一般的な流れは以下のとおりです。

- (1) ホームページ等に掲載されている情報（制度の概要や利用手続等）の確認
- (2) 窓口へ連絡して事前相談を実施
- (3) 申出書等の必要書類の提出
- (4) 承諾又は不承諾の通知書の受領
- (5) 依頼書等の必要書類の提出及び必要な手数料の納付
- (6) 依頼したデータ（集計結果、匿名データ又は調査票情報）や利用手続書類（オンライン利用におけるID・パスワード等）の受領
- (7) 研究分析等の実施
- (8) 利用期間終了後、データの返却や消去、作成した統計、報告書等の提出
- (9) 研究成果の公表

調査票情報の利用制度については、  
二次利用ポータルサイト



制度全般に関するお問合せは、総務省政策統計官（統計基準担当）付  
統計企画管理官付 高度利用担当へ

E-mail: [s-2jiryu@soumu.go.jp](mailto:s-2jiryu@soumu.go.jp) Tel: 03-5273-1019



## 調査票情報の提供（統計法第33条、法第33条の2）

### □内容

以下のいずれかの条件に該当した場合、調査票情報の提供を受け、行政機関等が許可した範囲内において利用することができま

### □利用できる者の条件（無料）

行政機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する場合であって、以下の条件のいずれかに該当する場合に利用できます。

- ①公的機関等からの委託研究または公的機関等との共同研究
- ②公的機関等からの公募による補助を受けて行う研究
- ③行政機関又は地方公共団体が、政策の企画、立案等に有用であると認める場合、またはその他特別な事由があると認める場合

### □利用できる者の条件（有料）（オンライン利用のみ）

- △学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等
- ①大学等、公益社団法人又は公益財団法人（公益目的事業に限る）が行う調査研究
  - ②大学等に所属する教員が行う調査研究
  - ③大学等、公益社団法人又は公益財団法人が公募の方法により補助する調査研究と認められる等
- △高等教育の発展に資する統計の作成等

### □利用可能な統計調査

詳細については、二次利用ポータルサイト（miripo）を御参照下さい。

## 相談・提供窓口（調査票情報の提供）

府省名	担当名	電話番号	ホームページアドレス
人事院	総務課 調整班	03-3581-5311 (内線 2105)	<a href="https://www.jinji.go.jp/toukei/">https://www.jinji.go.jp/toukei/</a>
内閣府	大臣官房企画調整課	03-5253-2111 (内線 38108)	<a href="http://www.esri.cao.go.jp/">http://www.esri.cao.go.jp/</a>
総務省	統計局 調査企画課 (二次利用企画担当)	03-5273-1125 (直通)	<a href="http://www.stat.go.jp/index.htm">http://www.stat.go.jp/index.htm</a>
法務省	大臣官房司法法制部 司法法制課 統計室	03-3580-4111 (内線：5747、5746)	<a href="http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_index2.html">http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_index2.html</a>
財務省	大臣官房総合政策課 情報管理係	03-3581-4111 (内線 2229)	<a href="https://www.mof.go.jp/statistics/toukeihou/index.htm">https://www.mof.go.jp/statistics/toukeihou/index.htm</a>
文部科学省	総合教育政策局 調査企画課 調査調整係	03-5253-4111 (内線：2261、2961)	<a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/main_b8.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/main_b8.htm</a>
厚生労働省	政策統括官付参事官付 審査解析室	03-5253-1111 (内線：7347)	<a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/sonota/chousahyo.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/sonota/chousahyo.html</a>
農林水産省	統計部統計企画管理官 統計調整班	03-3501-9642	<a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/index.html">http://www.maff.go.jp/j/tokei/index.html</a>
経済産業省	大臣官房調査統計グループ 統計企画室	03-3501-6631	<a href="http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/list_contact.html">http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/list_contact.html</a>
国土交通省	総合政策局 情報政策課	03-5253-8339	<a href="http://www.mlit.go.jp/statistics/details/index.html">http://www.mlit.go.jp/statistics/details/index.html</a>
環境省	大臣官房環境計画課 企画調査室	03-3581-3351 (内線 6207)	<a href="https://www.env.go.jp/doc/toukei/index.html">https://www.env.go.jp/doc/toukei/index.html</a>

※上記窓口での対応は全般的なお問合せについてとさせていただきます。具体的な相談については各統計調査の実施部課室で対応させていただきます場合があります。

機関名	担当名	メールアドレス	ホームページアドレス
統計センター	オンライン利用受付相談窓口	<a href="mailto:onsite@nstac.go.jp">onsite@nstac.go.jp</a>	<a href="https://www.estat.go.jp/microdata/data-use/on-site">https://www.estat.go.jp/microdata/data-use/on-site</a>

## オーダーメイド集計（統計法第34条）

### 内容

右記のいずれかの条件に該当した場合、申出者からの委託内容に基づき、新たに作成された統計表の提供を受けることができます。

### 利用可能な統計調査

以下のオーダーメイド集計の利用可能な統計調査を御参照下さい。また、詳細については、二次利用ポータルサイト（miripo）を御参照下さい。

### 利用できる者の条件（有料）

以下のいずれかの利用目的である場合、利用できます。

- ①学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等
- ②教育の発展に資すると認められる統計の作成等
- ③官民データ活用推進基本法において、我が国の集中的に対応すべき諸課題に対しデータの利活用を推進することで解決が期待できる重点分野として指定されている8つの分野に係る統計の作成等（①電子行政、②健康・医療・介護、③観光、④金融、⑤農林水産、⑥ものづくり、⑦インフラ・防災・減災等、⑧移動）

## オーダーメイド集計の利用可能な統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	相談・提供窓口
内閣府・財務省	法人企業景気予測調査	平成16年4-6月期～31年1-3月期（4月受付分） 平成16年4-6月期～31年7-9月期（10月受付分）	統計センター
内閣府	企業行動に関するアンケート調査 消費動向調査	平成18年度～29年度 平成16年度～29年度	統計センター
総務省	国勢調査 労働力調査 家計消費状況調査 住宅・土地統計調査 就業構造基本調査 社会生活基本調査 家計調査 全国消費実態調査 経済センサス-基礎調査 年次別法人企業統計調査	昭和55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、22年、27年（基本集計、抽出詳細集計） 昭和55年1月～平成29年12月（月次調査） 平成14年1月～平成29年12月（月次調査） 昭和53年、58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年 昭和54年、57年、62年、平成4年、9年、14年、19年、24年、29年 昭和56年、61年、平成3年、8年、13年、18年、23年、28年 昭和56年1月～平成29年12月（月次調査） 平成6年、11年、16年、21年、26年 平成26年 昭和58年～29年度（4月受付分） 昭和58年～30年度（10月受付分）	統計センター 財務省
文部科学省 厚生労働省	学校基本調査 賃金構造基本統計調査 人口動態調査（出生票、死亡票） 毎月勤労統計調査（特別調査） 医療施設（静態）調査 患者調査	平成20年度～26年度 平成18年～29年 平成19年～29年 平成21年～30年 平成20年、23年、26年 平成20年、23年、26年	統計センター 統計センター 厚生労働省
農林水産省	農林業センサス 漁業センサス 海面漁業生産統計調査 木材統計調査 （製材月別統計調査） 農業経営統計調査	平成17年、22年、27年 平成15年、20年、25年 平成19年～平成27年 平成23年～平成27年 平成20年～29年	農林水産省
経済産業省	経済産業省企業活動基本調査	平成20年調査（平成19年実績）～平成29年調査（平成28年実績）	経済産業省
国土交通省	建築等工統計調査	平成21年4月～平成30年3月（月次調査）	統計センター
環境省	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 試験調査	平成26年10月～平成27年9月	統計センター
日本銀行	短観 （全国企業短期経済観測調査）	平成16年3月以降の各調査期	日本銀行

## 匿名データ（統計法第36条）

### 内容

右記のいずれかの条件に該当した場合、（特定の個人又は法人その他の団体の識別ができないよう調査票情報を加工したもの）匿名データの貸与を受け、行政機関等が許可した範囲内において利用することができます。

### 利用可能な統計調査

以下の匿名データの利用可能な統計調査を御参照下さい。また、詳細については、二次利用ポータルサイト（miripo）を御参照下さい。

### 利用できる者の条件（有料）

以下のいずれかの利用目的である場合、利用できます。

- ①学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等
- ②教育の発展に資すると認められる統計の作成等
- ③国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる統計の作成等（国際比較統計利活用事業目的）
- ④官民データ活用推進基本法において、我が国の集中的に対応すべき諸課題に対しデータの利活用を推進することで解決が期待できる重点分野として指定されている8つの分野に係る統計の作成等（①電子行政、②健康・医療・介護、③観光、④金融、⑤農林水産、⑥ものづくり、⑦インフラ・防災・減災等、⑧移動）

## 匿名データの利用可能な統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	相談・提供窓口
総務省	国勢調査 全国消費実態調査 社会生活基本調査 就業構造基本調査 住宅・土地統計調査 労働力調査	平成12年、17年 平成元年、6年、11年、16年 調査票A（生活時間編／生活行動編） 平成3年、8年、13年、18年 調査票B（生活時間編）平成13年、18年 平成4年、9年、14年、19年 平成5年、10年、15年、20年、25年 平成元年1月～平成24年12月（月次調査）	統計センター
厚生労働省	国民生活基礎調査	平成7年、10年、13年、16年、19年、22年、25年	厚生労働省

## 相談・提供窓口（オーダーメイド集計・匿名データ）

府省名	担当名	電話番号	ホームページアドレス
財務省	財務省 大臣官房総合政策課 情報管理係	03-3581-4111 （内線 2229）	<a href="http://www.mof.go.jp/statistics/toukei/hou/index1.htm">http://www.mof.go.jp/statistics/toukei/hou/index1.htm</a>
厚生労働省	厚生労働省政策統括官付 参事官付審査解析室 委託統計・匿名データ提供係	03-5253-1111 （内線） 7391	<a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/itaku/order.html">https://www.mhlw.go.jp/toukei/itaku/order.html</a>
農林水産省	農林水産省大臣官房統計部 統計企画管理官統計調査班	03-3501-9642 （直通）	<a href="http://www.maff.go.jp/j/tokei/kikaku/order_made/index.html">http://www.maff.go.jp/j/tokei/kikaku/order_made/index.html</a>
経済産業省	経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室二次的利用担当係 （※作付）	03-3501-6631	<a href="http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/topics/nijiryoyoukeikaku.html">http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/topics/nijiryoyoukeikaku.html</a>
統計センター	（独）統計センター 情報技術センター 統計情報提供課利用相談係 （直通）	03-5273-1205	<a href="http://www.nstac.go.jp/services/order.html">http://www.nstac.go.jp/services/order.html</a>
日本銀行	日本銀行調査統計局 経済統計課統計総務グループ （直通）	03-3277-2186	<a href="https://www.boj.or.jp/statistics/outline/order/index.htm/">https://www.boj.or.jp/statistics/outline/order/index.htm/</a>

## 調査票情報の二次利用の状況

【件数】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<b>【調査票情報の提供】</b>					
(厚生労働省全体)					
第32条(行政機関等による二次(自己)利用)	188	180	195	239	194
第33条第1号(公的機関が利用)	1,286	1,262	1,238	1,227	1,019
第33条第2号(委託研究、公募研究等)	152	184	202	206	220
(うち政策統括官(統情)分)					
第32条	175	168	179	216	163
第33条第1号	1,222	1,197	1,120	1,185	1,018
第33条第2号	128	171	186	202	211
(うち厚生統計分)					
第32条	157	137	155	181	134
第33条第1号	1,094	1,100	1,014	1,094	960
第33条第2号	121	157	176	189	201
(うち労働統計分)					
第32条	18	31	24	35	29
第33条第1号	128	97	106	91	58
第33条第2号	7	14	10	13	10
<b>【オーダーメイド集計】</b>	4	1	1	5	4
(厚生労働省全体)					
<b>【匿名データ提供】</b>	4	8	8	6	11
(厚生労働省全体)					

# オンサイト利用サービスについて

## ○オンサイトとは？

オンサイトとは、情報セキュリティが確保された環境で、許可を受けた研究者がマイクロデータ※を用いて、独自の集計・分析を行うことができる専用室です。

### オンサイト施設一覧（2019年7月1日 現在）

#### 【大学・研究機関】（9施設）

一橋大学、神戸大学、滋賀大学、多摩大学、群馬大学、新潟大学、情報・システム研究機構、京都大学、大阪大学

#### 【行政機関】（3施設）

統計データ利活用センター〔和歌山〕、総務省第2庁舎、合同庁舎第2号館

※マイクロデータ

調査対象の秘密の保護を図った上で、世帯単位や事業所単位といった集計する前の個票形式のデータ



入退室管理や監視カメラを備えたオンサイト室

## ○オンサイトでできること

- ・オンサイト内に設置されたPCを用いて、利用申出を行った公的統計のマイクロデータを使った研究分析を行うことができます。
- ・研究者が用意したデータやプログラムも利用することができます。



**探索的・創造的研究が可能に**

- ・分析した結果については、セキュリティ保護の観点等から、所定の審査を経た上で提供を受け、利用することができます。

## ○利用できる方・条件

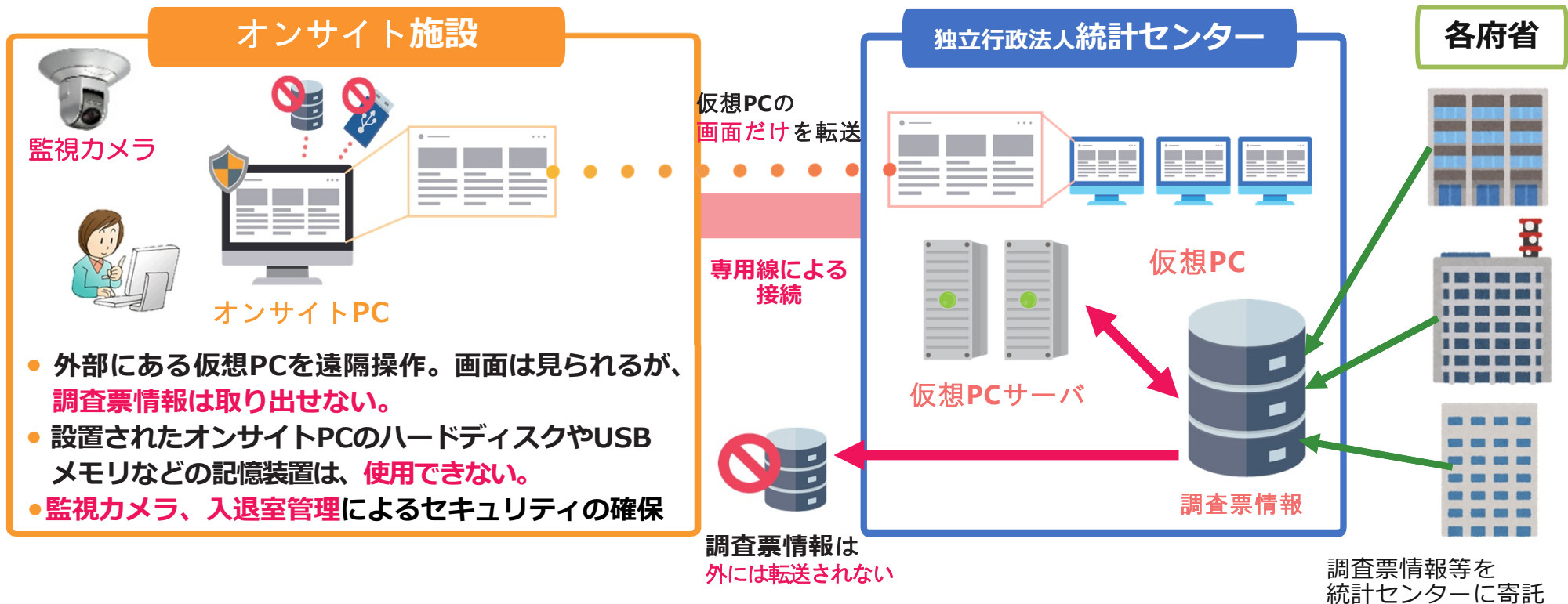
- ・行政機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する場合  
例えば、行政機関からの委託研究や行政機関との共同研究、行政機関からの公募による補助（科研費等）を受けて行う研究などが該当します。
- ・上記以外にも、令和元年5月1日より改正統計法が施行され、情報保護（オンサイト利用等）を前提として、マイクロデータの学術研究等の利用が可能となりました。  
例えば、大学等、公益社団法人又は公益財団法人（公益目的事業に限る）が行う研究、大学等に所属する教員が行う研究などが該当します。（この目的で利用する場合は有料となります。）

# (参考)オンサイト施設について

## 【調査票情報のオンサイト利用（イメージ）】

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）等に基づき、探索的・創造的な研究と個人や企業の情報保護の両立が可能な「調査票情報のオンサイト利用」の枠組みを整備
- オンサイト施設は、データの持ち出しができない仕組みや作業内容の監視システム等を備え、調査票情報の利用者は、オンサイト施設内限りで調査票情報を利活用
- 現在、オンサイト施設及び利用可能な統計調査の拡充に向けて、関係府省、関係機関等と順次調整

### オンサイト利用のイメージ例



## 厚生労働省データ利活用検討会開催要綱（案）

### 1 目的

真に国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成することを目的とした「厚生労働省統計改革ビジョン 2019」に基づき、調査票情報等の一層の有効活用に向けた取組の推進やデータの一元的な保存の推進に取り組むため、学識経験者等からなる「厚生労働省データ利活用検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、専門的な見地からの検討を行うとともに、意見・助言を得るものとする。

### 2 検討事項

検討会は、主として次の事項について検討を行う。

- (1) 基幹統計調査や一般統計調査の調査票情報の二次利用の利用促進に関すること
- (2) 行政記録情報の利用促進に関すること
- (3) (1)(2)の検討を通じて得られた知見に基づき、時代に即した既存統計等の調査項目等の見直しに関すること
- (4) データの一元的管理などその他データの利活用に関すること

### 3 構成員

検討会の構成員は別紙のとおりとする。

なお、構成員の任期は1年とする。

### 4 運営等

- (1) 検討会は、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）が、有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- (3) 検討会に座長代理を置くことができる。座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他の正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (6) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他の正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (7) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (8) 検討会の庶務は、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官（企画調整担当）付審査解析室において行う。
- (9) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）が座長と協議のうえ定める。

# 科学的なエビデンスに基づく政策立案を「専門家」がサポート

施策の効果検証についてご相談されたい方、予算折衝に向けた効果的な知見を取り入れたい方などは、まずはお気軽にご連絡ください！

■ ■ 「EBPMよろず相談所」開設中（毎週火曜日 10:00～15:00・5号館21階） ■ ■

## 相談事例

- アンケート調査の企画（アンケート項目、サンプルサイズ等）について助言が欲しい
- ○○データの公開に対して社会にはどの程度ニーズがあるか、プレスト的に議論をしたい
- ××制度の有効性を検証する調査手法について一緒に考えて欲しい



## こんなご相談にも対応できます

- 施策の効果検証のためにアンケート調査をしたいが、調査票ってどうやって作るの？
- この施策の効果検証にはどんなデータが必要？
- この施策、もっと効果的なやり方があるのかも？
- ロジックモデルはどうやって作るの？

出来る人は相談している

**EBPM**よろず相談所



**EBPM** エビデンスに基づく政策立案  
(Evidence-Based Policy Making)

因果関係を示す（科学的な）エビデンスを活用することで、政策課題の解決に向けて、より最適な政策を立案する取組

- ★ 欧米では1990年代から発展。アメリカの一部分野では、**EBPM**に基づく提案でないと承認されないほどです。
- ★ 8月に行われた統計改革推進会議で、菅官房長官が「**EBPM**の定着に向けた取り組みが急務」と訴えるなど、霞が関でも**EBPM**は必須スキルになりつつあります。

政策立案支援室**EBPM**事務局

◆ 内線：7572（担当：岩田、下坂、岸） ◆ mail：[EBPM\\_jimukyoku@mhlw.local](mailto:EBPM_jimukyoku@mhlw.local)

# EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム設置規程

令和元年12月27日

政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）伺い定め

## （設置）

第1条 厚生労働省における証拠に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の実践を通じた統計の利活用を推進し、当該取組を通じて厚生労働省職員が統計データに係る分析手法を習得することができるよう、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）に「EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

## （目的）

第2条 プロジェクトチームは、「厚生労働省統計改革ビジョン2019」、「厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表」等を踏まえ、厚生労働省におけるEBPMの推進に向けた統計利活用の推進、厚生労働省職員の統計データに係る分析手法の習得等を行うことを目的とする。

## （所掌事務）

第3条 プロジェクトチームは、次に掲げる業務を行い、必要に応じて関係室に具体的な作業を指示する。

- 一 EBPMの取組が進んでいない分野についての分析等の実施及びその成果の公表
  - 二 EBPMに関する調査研究
  - 三 前二号に掲げる業務のほか、EBPMの実践を通じた統計の利活用の推進、厚生労働省職員の統計データに係る分析手法の習得等に必要なもの
- 2 プロジェクトチームが前項各号の業務を行うに当たっては、政策立案支援室の行うEBPM推進に係る調査研究事業による支援を受けることができるものとする。

## （組織）

第4条 プロジェクトチームに、チーム長、チーム長代理及びチーム員を置く。

## （任命等）

第5条 チーム長は、政策企画官（政策統括官付参事官（企画調整担当）付統計・情報総務室併任）をもって充てる。

二 チーム長代理は、調査官（政策立案支援室長併任）をもって充てる。

三 チーム長、チーム長代理及びチーム員は、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）が任命する。

四 チーム長は、必要に応じ、プロジェクトチームに外部の有識者その他の構成員以外の者の参加又は協力を求めることができる。

五 プロジェクトチームの庶務は、政策立案支援室において処理する。



(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、チーム長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年12月27日から施行する。